

通所介護利用料金表（要介護1～要介護5の認定を受けておられる方）

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合（1割または2割）を乗じた額とします。

（1）通所介護費（基本サービス費）

（単位：円）

認定区分	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
サービス提供時間										
3時間以上 4時間未満	362	724	415	830	470	940	522	1,044	576	1,152
4時間以上 5時間未満	380	760	436	872	493	986	548	1,096	605	1,210
5時間以上 6時間未満	558	1,116	660	1,320	761	1,522	863	1,726	964	1,928
6時間以上 7時間未満	572	1,144	676	1,352	780	1,560	884	1,768	988	1,976
7時間以上 8時間未満	645	1,290	761	1,522	883	1,766	1,003	2,006	1,124	2,248

※ 通常は9時00分～16時15分の7時間15分の利用が標準的なサービス提供時間ですが、体調不良、要介護等により時間を短縮してご利用された場合は、利用時間に応じて算定させていただきます。

また、利用開始前に長時間のご利用は困難であるが、利用をしてみたいと考えておられる方については利用時間について事前に相談に応じますのでお気軽にお問い合わせください。

（2）加算・減算（共楽園における算定項目）

（単位：円）

①加算

項目	1回あたりの料金	1割	2割
入浴介助加算	50	50	100
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	18	36
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に2.3%を乗じた額		

②減算

項目	1回あたりの料金	1割	2割
同一建物減算	-94	-94	-188
送迎減算（送迎を行わなかった場合の片道）	-47	-47	-94

③介護保険給付対象外サービス

昼食代（おやつ代含む）	500円
送迎費用（四国中央市以外）	実費
おむつ代	実費
日常生活費、その他教養娯楽費	実費